

第4章 実現化方策

1. 将来都市像の実現に向けて

都市計画マスタープランにおける将来都市像である「多様な環境に抱かれ、新たな価値観が生まれる“みんなの未来都市”」の実現に向けては、次の3つを柱として、稲敷市が一丸となって取組を進め、人口減少や少子高齢化といった社会的課題に対応しながら、地域の豊かな自然や歴史・文化を守り育て、安心して暮らし続けられる生活基盤を整え、さらには新しい価値や魅力を創出していきます。これらの取組は相互に連携し合うことで、地域社会の持続可能性を高めるとともに、市民一人ひとりが誇りと愛着をもって暮らせる都市の姿を築き、未来世代へと継承していきます。

協働

協働のまちづくり

～市民・事業者・行政が連携したまちづくり～

効率的
効果的
取組

効率的・効果的なまちづくり

～人口減少や限りある財源を踏まえたまちづくり～

制度活用

各種制度を活用したまちづくり

～地域の特性に応じた制度運用によるまちづくり～

2. 協働のまちづくり

今後のまちづくりにおいては、複雑化する社会情勢や多様化する市民ニーズ等を踏まえると、より多面的で広範囲の意見を反映することが必要であることから、これまで以上に市民や企業・団体等の参加が重要になっています。

(1)各主体の役割

本市のまちづくりは、次に示す市民・事業者・行政のそれぞれの役割を果たしながら、協働のまちづくりを推進することとします。

■市民の役割

<市民の役割の具体例>

- 第1段階：市民自らがまちづくりに関心を持つ
- 第2段階：まちづくりに関わる行事やイベントなど身近なことからまちづくりに参加する
- 第3段階：まちづくりの主体に移行する
- ↓
- 市民自らが考えてまちづくりの提案へ

■事業者の役割

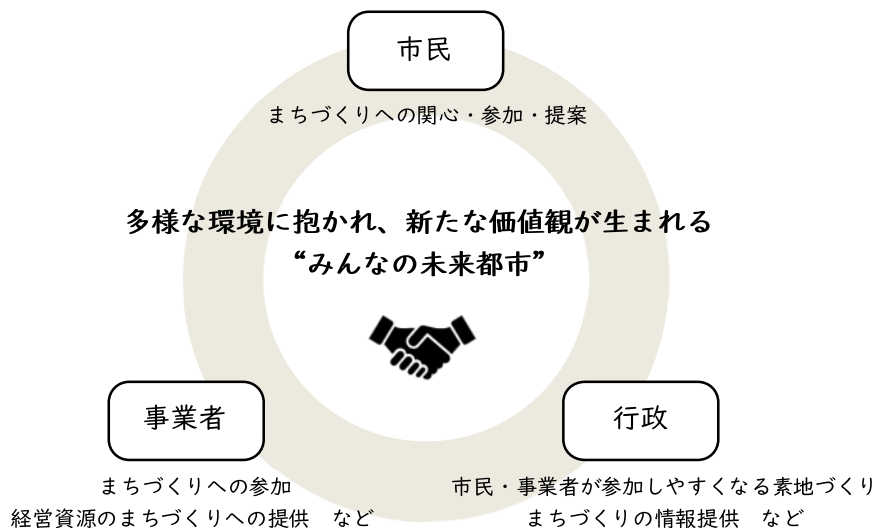
<事業者の役割の具体例>

- 市民と共にまちづくりに参加する
- 企業が有する人材や機材、資金、技術などの経営資源を地域のまちづくりに提供する
- ボランティア活動への人材派遣、地域行事に対する資金面の支援、休業日の非稼働機材の貸与

■行政の役割

<行政の役割の具体例>

- 市民や企業・組織・団体が自ら参加しやすくなるための素地づくりを図る
- 若い世代がまちづくりに積極的に関わられるような仕組みをつくる
- まちづくりに関わる情報の提供(パブリックコメント等)を積極的に行う



(2) 市民参加の推進方針

■市民参加を推進するための各種の取り組み

本市では、地域間の相互理解とパートナーシップ(協力関係)の醸成を図り、みんなが“ふるさと”である“稲敷”の市民として、そのアイデンティティ(地域・集団などへの帰属意識)を確立することが求められることから、積極的な住民参加の取組を進めています。また、これらを通じて市民のシビックプライドの醸成にもつなげていくことが求められます。

今後のまちづくりにおいては、地域の持つ価値や良さを発見・発掘したり、来訪者にこれを発信したり、稲敷市の良さを理解する市外・県外の人々(いわゆるファン)を増加させる中で、地域の新しい活動を創出するとともに、牽引役となる人材の育成を図ることが重要であり、次のような市民参加の取組を進めていきます。

<市民参加を推進する取り組みの具体例>

- 市民提案型システムの構築
- 住民自治の推進方策の検討
- コミュニティ活動の支援
- 稲敷市ボランティア連絡協議会での活動の推進
- ボランティア・NPO 団体等のリーダー育成と活動支援や拠点の確保
- ボランティア意識の普及・啓発 など

■市民による公共施設の管理・運営方法

これまで市が管理運営してきた公共施設(建築物や道路、公園、河川等)については、施設管理費の軽減や住民サービスの向上、適切な維持管理等を図るために、指定管理者制度や里親制度等の積極的な導入を検討します。

<市民による公共施設の管理・運営方法の具体例>

- 指定管理者制度による管理運営
- 道路や公園の里親制度による管理運営 など

■地域コミュニティの維持・向上の取り組み

稲作を中心に繁栄してきた本市では、田植えや稲刈りなどの農の営みなどを通じて、近隣の住民同士が相互に共同作業を行う“結い”という文化が形成されていましたが、機械化に伴い次第に希薄になっています。

さらに、近年では消防団員や防犯連絡員、民生委員、交通安全推進員の高齢化や減少をはじめ、地域活動への参加者の減少など、地域コミュニティが希薄化してきています。

稲敷地域の人々は、人と人との繋がりを大切にし、皆で協力するという連帯意識が強い地域であったことから、少子高齢化が進行する中、また、市民協働のまちづくりを推進する観点からも、地域コミュニティの維持・向上を図ることが求められています。

<地域コミュニティの維持・向上の取り組みの具体例>

- 地域コミュニティを担う人材(リーダー)の発掘と育成
- 地域コミュニティを担う多様な人材の確保
- 地域住民の自主的な取組(地域固有の祭礼やイベント、清掃活動等)への行政支援のあり方の検討
- 地縁型団体(行政区等)とテーマ型団体(NPO 等)との連携方策の検討 など

3. 効率的・効果的なまちづくり

我が国は人口や経済規模が縮小傾向にあるほか、自治体の財源には限りがある中で、持続可能で住みやすい地域社会を実現するためには、多様な資源を最大限に活かし、効率的かつ効果的にまちづくりを進めることが求められます。

■財源の確保と効率的な運用

- 既存の工業団地をはじめとする産業基盤における企業誘致の推進
- 地区計画制度等を活用した工業・流通業務系等の企業進出が可能となるような土地利用誘導方策の推進
- 定住の促進する施策として、低・未利用地活用方策の検討や独自制度導入に向けた検討
- 国・県等の補助制度を積極的に活用した施策の展開 など

■国・県・周辺市町村等の関係機関や市民・事業者との連携による広域的なまちづくり

- 広域交通ネットワークの構築
- バス事業者等との連携による広域的な公共交通システムの構築
- 関係機関や市民活動との連携による霞ヶ浦湖岸の保全・活用
- 周辺自治体の観光資源と連携した観光ルートの構築や観光ボランティアによるガイド
- 消防・防災活動等における相互連携
- 公共施設の相互利用や各種行政施策等の相互連携 など

■庁内の横断的な取組

- 市が掲げるビジョンを共有しこれを実現していくため、庁内調整・プロジェクト会議などの充実や柔軟な行政組織の構築
- 総合計画や都市計画マスタープラン、その他各種計画の勉強会 など

■人口減少社会への適切な対応

- 都市計画制度の活用と運用により、企業立地のための都市的土地利用の誘導
- 新たな企業誘致を推進し、雇用機会の拡大や職種の多様化を図り、定住化や流入人口の拡大
- 人口流出が著しい若い世代の定住化を促進するために、こうした世代のライフスタイルに応じた住環境の創出
- 自然や歴史、文化、産業、人・団体等をキーワードとした観光資源の発掘や、道路交通ネットワーク等を活かした観光・交流拠点の形成を図り、市外からの来訪者を増やし、交流人口の拡大
- 市民のまちづくりへの参加などを通じたシビックプライドの醸成 など

■デジタル技術の活用

- 行政サービスにおける手続きのオンライン化や相談窓口のデジタル化
- 地域資源をデジタル技術によって発信し、国内外からの交流や交流人口の拡大
- 災害時においてAIやIoTを活用したリアルタイムの情報共有や迅速な避難誘導システムの構築
- 遠隔診療等による医療機能の効果的な活用
- デジタルを通じて地方が抱える課題を解決する「デジタル田園都市国家構想」の有効活用
- 市民の積極的なデジタル利用 など

4. 各種制度を活用したまちづくり

本市は、いわゆる線引き都市計画区域と非線引き都市計画区域の双方が存在することや、都市と農村が共存するなど、多様性を持つ特性を踏まえ、都市計画制度をはじめとした各種まちづくりに関わる様々な制度を柔軟に活用することで、地域の実情や課題に応じたまちづくりを進めることが求められます。

(1) 都市計画マスタープランの推進

■都市計画マスタープランに沿ったまちづくり

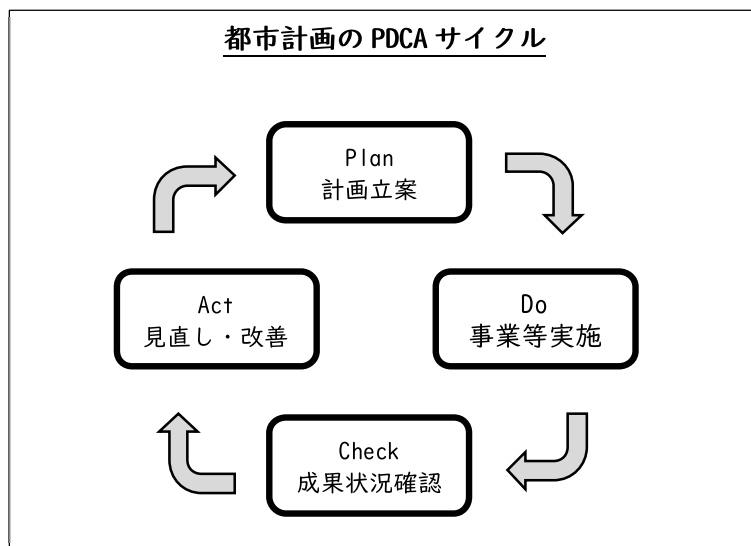
- 市民や事業者に対する「都市計画マスタープラン」の普及・啓発
- 行政内部における都市計画マスタープランの横断的な活用 など

■都市計画の戦略的な施策展開

都市計画に係る各種の事業・制度・施策を推進する際には、明確な目標や指標を設定し、事業実施後にその成果が確認しやすいことが重要です。このための仕組みのひとつとしては、都市計画に係る PDCA サイクルの有効活用が望まれます。

都市計画は、その実現までに長期間を要することも多く、その間に社会経済情勢や地域情勢が大きく変化し、当初定めた都市計画が結果としてそぐわない面が生じる場合もあることから、都市計画においても適時適切な見直しが重要です。ただし、都市計画の見直しは単なる地域事情への配慮を中心としてはならず、常に客観的で公正な視点を持った上で、必要であれば見直しを行い、都市計画の変更手続きをとることが基本となります。

また、見直し・改善にあたって、市民や事業者は、自分たちの暮らす地域の将来を「自分ごと」として捉え、地域の課題や魅力を共有しながら、積極的に意見やアイデアを発信していくことも大切です。



(2)適切な都市計画の決定・変更

- 事業が進捗していない都市計画道路の見直し
- 社会経済情勢等に応じた用途地域の見直し
- 幹線道路の沿道などにおける無秩序な開発を抑制するための特定用途制限地域制度の決定
- 工業・産業業務系等の立地を誘導するための地区計画の決定
- 本市の地域特性に関わる独自課題などに対応したまちづくり条例の導入の検討
- 開発許可制度や農地転用許可制度等の適切な運用 など

(3)関連分野の各種法制度等との連携

- 都市計画法に基づく制度の活用と運用(区域区分制度、地域地区制度、都市計画施設、地区計画制度、特定用途制限地域制度など)
- 地域未来投資促進法(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律)等の産業振興に資する法令の活用
- 市町村条例や独自制度の創設や活用(良好な環境を維持するための建築協定や緑化協定、地域の個性を活かした景観整備を図るための景観条例、不適切な土地利用や工作物の設置等に対する届け出・審査・助言等を行う仕組みなど)
- 自然的土地利用に関する法令や制度との連携(農業振興地域の整備に関する法律や農地法、自然環境保全法、河川法、水郷筑波国定公園の保全・活用、河川整備計画に基づく河川整備等との連携など)